

環境大臣 小泉 進次郎 殿

葛尾村の復興・再生に向けた要望

令和3年3月15日

福島県双葉郡葛尾村長 篠木 弘

福島県双葉郡葛尾村議会議長 吉田 義則

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から10年が経過したが、原子力災害はいまだ収束せず、今もなお、多くの村民が住み慣れた故郷を離れ、様々な環境の下で辛い避難生活を続けており、心身ともに疲弊している現状にある。

このような中、本村では、平成28年6月12日に一部地域を除く避難指示が解除されて以来、住民が徐々に帰村しているものの、帰還率は3割程度に留まっている。

村では、震災後に順次策定した「第1次葛尾村復興計画」、「かつらお再生戦略プラン」等に基づき、復旧・復興に取り組んでいるが、諸課題が山積し、一つ課題を乗り越えてもまた新たな課題が重くのしかかってくる現状にあり、村の真の復興には、まだまだ長く険しい道のりが立ちはだかっている。

村の復興・再生と村民の生活を守るため、国の責務として被災市町村の実態に寄り添い、総力を挙げて対応していただくよう、次のとおり要望する。

＜要望事項 1＞

帰還困難区域における復興・再生について

(1) 特定復興再生拠点区域について《重点要望》

除染や家屋解体が終了するなど、令和4年春の避難指示解除に向けて、着実に前に進んでいるものの、当該地区住民のふるさとへの帰還意欲は他地区に比べて減退している。

避難指示解除準備区域及び居住制限区域で講じられた際と同等の支援が受けられ、かつ、意欲のある住民が帰還できるよう、財政面・人材面等、あらゆる側面から地区の復興を後押しすること。

(2) 特定復興再生拠点区域外について《重点要望》

除染や家屋解体等の見通しが示されていない現状に住民は不安を募らせている。

国は、「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む。」との決意を示している。

原子力政策を推進してきた社会的責任も踏まえ、除染や避難指示解除に向けた具体的な方針を早急に示すとともに、家屋解体及び除草・伐木等の荒廃抑制対策もあわせて実施すること。

(3) 帰還困難区域から発生する廃棄物の処理について

特定復興再生拠点区域を始めとする帰還困難区域から生じる廃棄物の処理については、国が責任をもって確実に対応すること。

＜要望事項 2＞

村全体の復興について

(1) 除染等の着実な実施について《重点要望》

国の責務において、除去土壌等の適正管理と搬出、搬出完了後の道路等の原状回復、除染後のフォローアップ、森林の放射線量低減のための取組など、必要な除染等の措置を、村との連携を密にし、村の意向を十分に踏まえながら、安全かつ着実に実施すること。

また、仮置場等の原状回復については、返地後の跡地利用に支障を来すことのないよう、適切な措置を講じるとともに、除染実施後の農地や仮置場として使用された農地に不具合が出ないよう、必要な措置を講じること。

(2) 国際教育研究拠点の整備について

現在、検討が進められている「国際教育研究拠点」は、「福島イノベーション・コースト構想」の発展飛躍に向け、地元自治体・企業及び大学等の「地域全体の連携を図る中核拠点」、原子力災害による風評被害を払拭するための「国内外への情報発信拠点」などとして、本村では、非常に大きな期待を寄せている。

このため、拠点の整備については、国が責任を持って、長期にわたる予算・人員体制を確保するとともに、拠点設置に伴って必要となる従事者の生活環境・インフラの整備などに必要な予算についても確保すること。

(3) 鳥獣被害対策の推進について

長期にわたる住民の避難等により、イノシシ等の鳥獣被害が増大している。

捕獲従事者が少ない状況においても、効果的・効率的な捕獲が可能となるよう、国においては、帰還困難区域を含んだ地域におけるイノシシ等の生態や動態調査を行うとともに、I C Tやロボット技術などを活用した捕獲技術の開発に取り組むなどして、住民の円滑な帰還と移住等を促進すること。

以上